

子どもの権利擁護システムについて

— 子どもの権利と親の義務・国の義務 —

1. はじめに — 子どもの権利について —
2. 子どもとは
3. 子どもの権利の保障構造
4. 子どもの権利の親子法制・児童福祉法制への浸透
5. おわりに

1. はじめに — 子どもの権利について —

(1)子どもの権利条約への道程

子どもの権利擁護とは何か。この問いに対して詳細に答えることは、別稿に譲ることにして、そもそも子どもの権利とはどのようなものかについて一瞥しておく。

子どもの権利を謳う国際文書は、第1次世界大戦後の1924年9月21日に国際連盟総会第5会期において採択された、児童の権利に関するジュネーブ宣言(Geneva Declaration on the Rights of the Child)をもって嚆矢とする。第2次世界大戦後、国際連合(以下「国連」とする。)総会において採択された子どもの権利は、1959年の児童の権利に関する宣言(Declaration on the Rights of the Child)に、1966年の市民的及び政治的権利に関する国際規約(International Covenant on the civil and political Rights)第24条、および経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(International Covenant on the economic, social and cultural Rights)第10条に規定されている。1979年は国際児童年(International Year of the Child)¹⁾であったが、そのモニュメントとして、当時、国際社会に普及した1959年の児童の権利に関する宣言に実施措置を付けて宣言を条約化しようとする動きがあった。しかし、宣言後の20年にわたる子どもの権利の発展の成果を取り入れた新しい条約を作成すべきであるとの声が大勢となった。それを受けて国連経済社会理事会人権委員会に設置された無制限の作業部会において、以後10年の歳月をかけて条約作成のための審議が行われ、条約の完成に向けて努力が続けられた。

その努力は、子どもの権利に関する国際社会の新たなスタンダードを示す、1989年12月20日に国連総会第44会期が採択した、児童の権利に関する条約(Convention on the Rights of the Child、以下「子どもの権利条約」とする²⁾)に結実した。この条約は、1990年に効力が発生し、日本は1994年に批准した。その後、この条約を補完する2つの選択議定書、すなわち、武力紛争における子どもの関与に関する子どもの権利条約選択議定書(Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the involvement of children in armed conflict)および子どもの売買等に関する子どもの権利条約選択議定書が2000年の国連総会第54会期で採択され、2002年に効力が発生し、日本は前者については2004年に批准し、後者については2005年に批准している。子ども権利条約および2つの選択議定書は、日本が批准していることから、日本における子どもの権利のスタンダードを示すものである³⁾。なお、日本において、国連児童の権利に関する宣言よりも8年早い1951年5月5日に児童憲章が制定された

ことは特筆すべきことである。しかしながら、現在の児童虐待や子どもの貧困の状況などに鑑みれば、児童憲章の内容が日本社会の中で十分に実現されたとは言いがたい。

(2)子どもの権利条約の構成と内容

子どもの権利条約では、子どもの権利は、一般原則と個別の権利とから構成されている。この条約の構成については、子どもの権利条約第43条に基づいて設置された子どもの権利委員会が締約国の報告審査(子どもの権利条約第44条)のためにまとめた文書「報告ガイドライン⁴⁾」が参考になる。この報告ガイドラインによると、次のとおりである。

1. 実施に関する一般的措置

第4条(締約国の実施義務)、第42条(条約広報義務)、第44条(締約国の報告義務)

2. 子どもの定義

第1条(子どもの定義)

3. 一般原則

差別の禁止(第2条⁵⁾)、子どもの最善の利益(第3条⁶⁾)、子どもの生命、生存および発達の権利(第6条⁷⁾)および子どもの意見の尊重(第12条⁸⁾)

4. 市民的権利および自由

第7条(名前および国籍)、第8条(アイデンティティの保全)、第13条(表現の自由)、第17条(適切な情報へのアクセス)、第14条(思想、良心および宗教の自由)、第15条(結社および平和的集会の自由)、第16条(プライバシーの保護)、第37条(拷問または他の残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰を受けない権利)(a)

5. 家庭環境および代替的養護

第5条(親の指導の尊重)、第18条(親の第一次的養育責任と国の援助)第1項、第2項、第9条(親からの分離禁止と分離のための手続)、第10条(家族再会のための出入国)、第27条第4項(生活水準への権利)、第20条(家庭環境を奪われた子どもの保護)、第21条(養子縁組)、第11条(国外不法移送・不返還の防止)、第19条(親による虐待・放任・搾取からの保護)、第39条(犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰)、第25条(医療施設等に措置された子どもの定期的審査)

6. 基礎保健および福祉

第6条(生命への権利、生存・発達の確保)第2項、第23条(障害児の権利)、第24条(健康・医療への権利)、第26条(社会保障への権利)、第18条(親の第一次的養育責任と国の援助)第3項、第27条(生活水準への権利)

7. 教育、余暇及び文化的活動

第28条(教育への権利)、第29条(教育の目的)、第31条(休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加)

8. 特別な保護措置

(a)緊急事態に置かれている子ども

第22条(難民の子どもの保護・援助)、第38条(武力紛争における子どもの保護)、第39条(犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰)

(b)法に抵触している子ども

第40条(少年司法)、第37条(死刑・拷問等の禁止、自由を奪われた子どもの適正な取扱い)、第

39条(犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰)

(c)搾取の状況に置かれている子ども、身体的および心理的回復ならびに社会復帰(第39条)を含む第32条(経済的搾取・有害労働からの保護)、第33条(麻薬・向精神薬からの保護)、第34条(性的搾取・虐待からの保護)、第36条(他のあらゆる形態の搾取からの保護)、第35条(誘拐・売買・取引の防止)

(d)少数者または先住民集団に属する子ども(第30条)

第30条(少数者・先住民の子どもの権利)

以上から、子どもの権利は、人一般の権利(市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利)と子ども固有の権利とから構成されていることが分かる。

人一般の権利、特に市民的権利については、市民的及び政治的権利に関する国際規約の文言も言い回しもほとんど同じであることから、子どもは、大人と同様の人一般の権利を有することを示すものであり、子どもであるが故に人一般の権利が認められないわけではないのである。

また、子どもは、子ども固有の権利を有する。子ども固有の権利とは、子どもが心身ともに発達する存在であり、またその過程にあることをベースにして、子どもの健全な発達を保障するための権利(上記の「5. 家庭環境および代替的養護」に示される権利が子ども固有の権利の中核的位置を占める。)であり、そのため、国は、子どもの「発達を可能な最大限の範囲において確保する」義務(第6条第2項)がある。

子どもの権利条約の4つの一般原則(上記3)は、次の意味で特に重要である。

子どもの権利保障は、子ども一親(父・母)一国の三者関係において実現されるものであるが、いずれの関係においても「子どもの最善の利益」と「子どもの意見表明権」が重要な役割・機能を果たす。本来、自己の最善の利益を判断することができる者については、その者の判断を最大限に尊重することになる。しかし、自己の最善の利益を判断することができない者(子ども)については、その者(子ども)のために判断する者(国および父・母)が必要になる。すなわち、国および父・母が子どもに関する事柄についてその子どものために判断するのであるから、その判断に当たって依拠すべき基準が子どもの最善の利益なのである。この子どもの最善の利益を探知するために不可欠なのが子どもの意見で、子どもの意見表明権は、子どもの最善の利益を探知するための手続的権利であるといえよう。

2. 子どもとは

(1)法の世界における子ども

子ども(child)という語には、①大人に対する子どもと、②親に対する子ども(子)という意味がある。

日常世界における大人と子どもは、法の世界における成年者と未成年者とに対応する。大人が成年者であり、子どもが未成年者である。この分類は、一般的には、判断能力を基準としたものである。物事の判断能力は個人によって異なるが、普通、年齢を重ねるにつれて、社会経験とともに単独で法的に有効な行為をすることができる意思決定能力が備わるので、法は、そのような者に対して単独で法的に有効な行為をすることができる資格または地位、言い換えると、行為能力を付与するのである。

この行為能力が完全に法によって付与されている者を成年者という。行為能力が法によって制限されている者を未成年者という。行為能力が付与される年齢は、日本では18歳である⁹⁾。18歳に到達すれば、原則として、一律に行為能力が付与される^{10) 11)}。個人について判断の対象ごとに判断能力の

有無・程度を判定することは現実的ではないので、一般的には、年齢を基準にして成年者と未成年者とを区分するのである。

判断能力がある者、すなわち成年者の意思決定は、他人を害するものでない限り、最大限尊重される。また、成年者は、判断能力が十分にある状態において、法的に完全に有効な意思決定を行うことができ、その意思決定について責任を負う。

このように、法の世界では、成年者と未成年者とを区別するのであるが、それは未熟な判断(意思決定)から本人を保護するためである。成年者の自由な意思決定は、責任を伴うが、未成年者の意思決定は、原則として、未成年者本人が全面的に責任を負うことはなく、未成年者を法的に保護する者がその責任を負うことになる。

もう一つの子ども概念は、親に対する子ども(子)である。この場合の子どもは、子どもの権利の世界では未成年の子どもである。上記のとおり、未成年の子どもは、その未成年の子どもを法的に保護する者、すなわち親によって養育される中で発達の権利と子ども固有の権利の実現とが図られるのである。

(2)子どもの権利条約の子ども像(子ども観)

ドイツの法哲学者であるグスタフ・ラートブルフ(Gustav Radbruch)が法における人間像こそ、その法の基本的性格を表すものであるという。そして、「ある特定の法秩序の人間観は、その法秩序がなにを権利としなにを義務として定めているかという点に着目するとき、はっきりと知ることができるものである。」という¹²⁾。

子どもの権利条約が条約という性質上、子どもの権利条約の名宛人は、条約を批准または条約に加入した国(締約国)であり、条約は、締約国に義務を課している。このことに留意しながら、子どもの権利条約の子ども像をみることにする。

(a)権利の享有主体としての子ども

子どもの権利条約の条約名にあるように、また本則の実体規定(例えば、「締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。」(第6条第1項)の文言からも、条約は、子どもが権利を享有していることを認めている。

(b)権利行使の主体としての子ども

「締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり」と規定している(第5条)こと、また本人が行使することが予定されている権利である自由権(意見表明権(第12条)、表現の自由(第13条)、思想・良心・宗教の自由(第14条)、表現・集会の自由(第15条)など)を子どもの権利として規定していることから、条約は、享有している権利を子ども自身が行使することを認めている。

(c)自己の意見を表明し、その意見が発達段階に応じて適正に考慮される子ども

親の意に反する親子分離の手續に当事者である子どもが参加し自己の意見を述べる機会が与えられとの規定(第9条第2項)や、子どもが自己に「影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利」を有し、その意見が「年齢及び成熟度に従って相応に考慮される」規定(第12条)などから、条約は、子どもが自己に関わるすべての事柄について意見を表明し、その意見が適正に考慮されることを認めている。

(d)発達する存在としての子ども

「締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。」(第6条第2項)との規定、また、父母および法定保護者が子どもの「発達しつつある能力に適合する方法」での子ど

もへの指示・指導するとの規定(第5条、第14条第2項)、および子どもの意見がその子どもの「年齢及び成熟度に従って」、つまり発達段階に相応に考慮されるとの規定(第12条)などから、条約は、子どもが発達する存在であることを認めており、その発達への配慮を要請している。

(e)権利として親からその発達段階に応じた適当な指示・指導を受ける子ども

「締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により」「法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。」との規定(第5条)や「締約国は、児童が1の権利(思想・良心・宗教の自由を指す。筆者注)を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。」(第14条第2項)との規定がある。これらの規定にあるように、子どもに対して指示・指導を与える親の義務は、子どもの権利を定めている条約における規定であるので、子どもの権利に対応するものと解するのが妥当である¹³⁾。そうすると、条約は、子どもがその発達段階に応じて親から適当な指示・指導を受けることを権利として認めているといえよう。なお、子どもに対して指示・指導を与える親の権利についてであるが、この権利は、親には子どもの養育の第一義的な責任があるとの規定(第18条第1項)に対応するものであり、子どもに向けたものではなく、国を含む第三者へ向けたものであると解すべきである。

(f)原則として親(父・母)によって養育される子ども

子どもがその権利を行使するに当たりその子どもの「発達しつつある能力に適合する方法で」指示(指導)を与える父母・法定保護者の権利・義務を尊重するとの規定(第5条、第14条第2項)、子どもが「できる限り(略)その父母によって養育される権利を有する。」との規定(第7条第1項)、子どもが「その父母の意思に反してその父母から分離されない」との規定(第9条第1項本文)、「締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。」との規定(第18条第1項)などから、条約は、子どもが親によって養育される権利を認めている。

(g)国の保護を受ける子ども

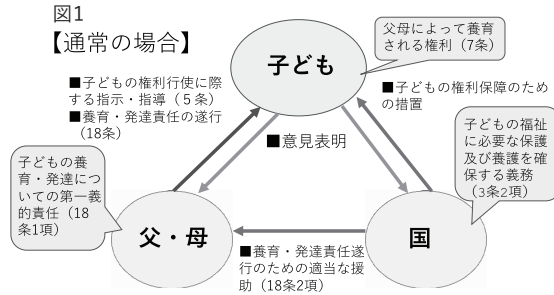
条約は締約国を法的に拘束すること(これは条約によって認められた子どもの権利のすべてが国の保護を受けることを意味する)、締約国が子どもの「福祉に必要な保護及び養護を確保する」との規定(第3条第2項)、「一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。」との規定(第20条第1項)、「締約国は、すべての児童が社会保険その他の社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、自国の国内法に従い、この権利の完全な実現を達成するための必要な措置をとる。」との規定(第26条第1項)、「締約国は、児童が経済的な搾取から保護され(略)る権利を認める。」との規定(第32条第1項)などから、条約は、子どもが国の保護を受ける権利を認めている。

3. 子どもの権利の保障構造

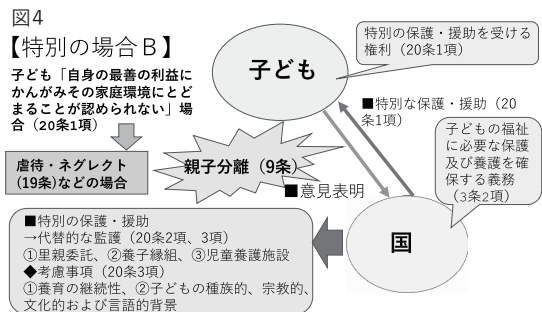
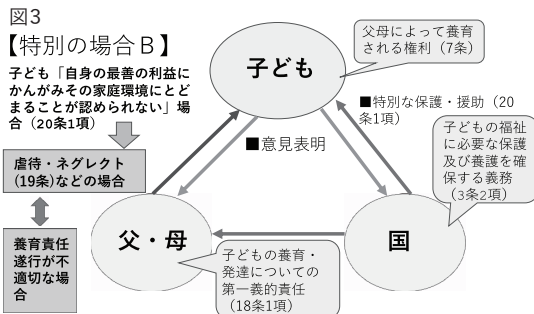
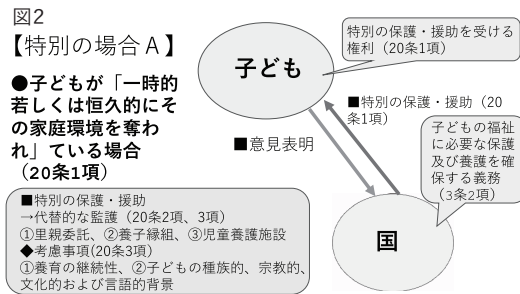
子どもの権利は、前述のとおり、子ども一親(父・母)一国の三者関係において保障されるものである。本稿では、子どもの養育という面から、子どもの権利の保障構造をみてみることにする。

通常、子どもの権利は、図1のとおり、子どもの「できる限り、父母によって養育される権利」(第

7条第1項)を基点に保障される。この子どもの父母によって養育される権利を確保するために、身元の保全(第8条)や父母の「児童の養育及び発達についての第一義的な責任」(第18条第1項)、子どもが「その父母の意思に反してその父母から分離されない」ことを確保する国の義務(9条1項)等があり、国は、親の養育・発達責任遂行のための援助を行う(第18条第2項)。また、国は、「子どもの福祉に必要な保護及び養護を確保する」義務に基づき、「すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる」(第3条第2項)義務がある。



しかしながら、特別の場合、すなわち、子どもが「一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われ」ている場合、また、子ども「自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない」場合には、図2ならびに図3および図4のとおり、子どもの「特別の保護及び援助を受ける権利」に対応して、国は義務としてそのような子どもに特別の保護および援助を与える(第20条第1項)。国は、この保護および援助として、そのような子どものための代替的な監護を確保する義務がある(第20条第2項)。代替的監護としては、里親、養子縁組および児童養護施設収容などがあり、どの代替的監護が相応しいかは、養育の継続性、子どもの種族的、宗教的、文化的小および言語的背景を考慮して決めることになる(第20条第3項)。



4. 子どもの権利の親子法制・児童福祉法制への浸透

子どもの権利は、子ども－親－国の三者(三面・三角)関係において把握されるものであり、また保障されるものである。そこで、子どもと親との関係については、親子法制において、子どもと国との関係については、児童福祉法制において若干の考察を試みる。

(1)親子法制への影響

監護者等による子どもへの虐待事件の著しい増加および重大化により、親権法制および児童福祉法制は断続的に改正されたが、その際、子どもの権利条約の規定の趣旨が改正に活かされている。

民法の親子法に関する主な改正点は、第820条に監護・教育の目的が子どもの利益にあること、それに加えて最近では、懲戒権規定の削除と監護・教育を行うに当たっての、子の人格を尊重、子どもの年齢および発達の程度の配慮、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の禁止規定の新設である(第821条。居所指定権は、削除された懲戒権を規定していた第822条に繰り下がった)。新第822条は、子どもの権利条約の規定(特に第5条)の影響が色濃く出ているように思われる。

(2)児童福祉法制への影響

児童福祉法制改正の契機は、親子法制の場合と同じである。毎年のように、児童福祉法は改正されている。

その改正のなかで特筆すべきことは、平成28年法律第63号による原則規定についての根底からの改正である。この改正は、子どもの権利条約の原則規定(第2条、第3条、第7条、第12条)の内容が前面に押し出されている。第1条は、全面改正され、児童福祉保障の原理として子どもの権利条約の精神を定め、子どもの権利は平等に保障されることを規定した。また、第2条は、従来1項構成であったが、それまでの項がそのままの内容で第3項となり、新しく第1項および第2項が追加された。第1項は、「社会のあらゆる分野において」、子どもの意見がその年齢および発達の程度に応じて尊重されること、および子どもの最善の利益が優先して考慮されることを規定する。また、第2項は、保護者が子どもの心身の健全育成に第一義的な責任を負うことを規定する。

もっとも、児童育成の責任を規定する新第2条第3項は、従来のとおり次のとおり規定している。すなわち、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」

この規定のうち、「保護者とともに」の解釈は、子どもの権利条約が国連総会で採択され、日本も批准した後に改訂された児童福祉法の1999年の解説本においても、次のとおりである¹⁴⁾。

すなわち、「『保護者とともに』というのは、児童の福祉を円る責任を保護者が有していることはもちろんであるが、国、地方公共団体も同様に有していることを明らかにしたものである。」「『保護者とともに』とは、まず第一に、保護者が、その責任を果たすことが経済的な理由や理解不足でうまくゆかず、公の機関に相談し援助を求めた場合に、また、このような理由や、自己の無関心のために児童の健全な育成のできない保護者を発見した場合にまず保護者がみずからその責任をはたすことができるよう保護者を援助し、第二にこのような活動によっても児童の健全な育成ができないときは、保護者にかかわって国や地方公共団体が直接児童の保護にあたることを意味する。」という解釈である。つまり、まずは、①保護者がその責任を果たし、保護者がその責任を果たせないときには、国がその責任を果たせるように保護者を援助し、次に、②この援助によっても保護者がその責任を果たせないときは、国・地方公共団体が直接子どもを保護するという、いわば時間差を設けた二段構えの保護と

いう解釈である。

この解釈にはこれまでも異議が唱えられていた¹⁵⁾。新第1条において子どもの権利条約の精神を児童福祉保障の原理であると規定していることから、現在ではこのような解釈を採ることはできないはずである。全面改正した第1条において、子どもの権利条約の精神を児童福祉保障の原理とするのなら、子どもの心身の健全育成の責任を保護者が直接養育することにより果たし(第3条第2項、第18条第1項)、同時に、国・地方公共団体は、保護者がその責任を果たせるように保護者に援助を与える(第3条第2項、第18条第2項)とともに、子どもの「福祉に必要な保護及び養護を確保する」ために、「すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる」(第3条第2項)ことを意味する。子どもの権利条約の規定からすれば、このように解釈するのが自然である。

5. おわりに—子どもの権利擁護へ向けて—

昨年(2022年)、こども基本法が制定され、今年(2023年)4月1日に施行される¹⁶⁾。

こども基本法は、今後、子どもの権利条約をベースにして、国の児童福祉に関する政策立案および立案された政策遂行の指針となり、その根拠となるものである。言い換えれば、こども基本法が国の児童福祉の推進のための基本設計となるものである。以下、具体的にみてみよう。

こども基本法の目的は、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進すること」である(第1条。下線は筆者。)。この法律も、子ども施策(児童福祉施策を包摂するものか?)の推進に当たり、日本国憲法と子どもの権利条約の精神にのっとることを宣言する。子どものための政策遂行の根拠法となる児童福祉法およびこども基本法においても、その目的の中に子どもの権利条約の精神に基づくことを明示している。政治部門および行政部門が最近まで子どもの権利条約や子どもの権利に冷淡であった¹⁷⁾ことを思うと、このことは大きな転換である。

こども基本法第3条に規定している基本理念は、6項目ある(第1号～第6号)が、1つの項目(第6号¹⁸⁾)を除きすべて子どもの権利条約の規定(第2条、第3条、第7条、第12条、第18条、第20条)が下敷きになっている。

これら基本理念にのっとり、国は、こども施策を総合的に策定するとともに、それを実施する責務があり(第4条)、また、地方公共団体は、こども施策に関し、国および他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定するとともに、それを実施する責務がある(第5条)と明示されている。そして、毎年、こどもをめぐる状況および政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を、政府は、国会に提出するとともに、国民に対して公表することになっている(第8条)。こうした一連の取組みにより、日本全国にわたり子ども施策がいつそう推進されるものと思われる。子どもの権利条約に基づくリニューアルした親子法制および児童福祉法が有機的に連関することにより、新しい子どもの権利擁護システムが構築され、十分機能することが期待される。

* 本稿は、2023年1月27日に最終講義として行った、社会福祉学部専門教育科目「権利擁護論」の最終回の授業において配布した資料に一部手を入れたものである。

【注】

- 1) 日本ではキャンペーンソングであるゴダイゴの「ビューティフルネーム」(作詞：奈良橋陽子、伊藤アキラ；作曲：タケカワユキヒデ)は、Every child has a beautiful name と歌っていた。子どもに正面から法的人格を認めた歌詞である。市民的及び政治的権利に関する国際規約第24条第2項は、「すべての児童は、出生後直ちに登録され、かつ、氏名を有する。」と規定する。また、1989年の子どもの権利条約第7条第1項は、「児童は、出生後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有する(以下、略)。」と規定している。
- 2) 条約の名称の日本語訳は、内閣が国会での批准の承認のために提出したときは「児童の権利に関する条約」であるが、本稿においては子どもの権利条約と表記する。その理由については、国際教育法研究会(訳・編)『子どもの人権条約』(子どもの人権連、1989年)、参照。なお、条文の日本語訳は、国会で批准の承認を受けた政府訳を用い、その箇所を「」で示した。
- 3) 批准により国際法上、締約国は、条約の内容に法的に拘束される。条約の名宛人は、その条約を批准・加入した国であることから、条約の内容は、国を義務づけるものである。
- 4) 報告ガイドラインの日本語訳は、国際教育法研究会の訳を用いている。
- 5) 第2条
 1. 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
 2. 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 6) 第3条
 1. 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
 2. 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
 3. 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。
- 7) 第6条
 1. 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
 2. 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。
- 8) 第12条
 1. 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2. このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。
- 9) 日本では、令和4年4月1日から成年となる年齢が20歳を18歳に引き下げた(民法第4条)。改正されたことでも分かるように、成年到達の年齢は、確定値ではなく、近似値である。
- 10) 年齢が18歳に到達したら自動的に完全な行為能力が誰に対しても付与されるのであるが、精神上の障害により事理弁識能力が不十分なときは、家庭裁判所の審判により成年後見制度の対象者となり、行為能力が制限される。
- 11) 年齢18歳を基準に一律に成年者と未成年者とを区別することに合理性はあるが、事情に応じてその修正が必要な場合がある。成年後見制度や遺言能力(15歳)などは、その具体的な例である。
- 12) グスタフ・ラートブルフ「法における人間」『ラートブルフ著作集第5巻 法における人間』(東京大学出版会、1962年)3-4頁。
- 13) 民法は、「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」(第820条)と規定しているが、ここにある権利および義務は、誰のどのような義務および権利に対応するのかと同じである。この民法第820条の権利および義務の解釈に関しては、例えば、許斐有、鈴木博人、藪本知二「子どもを養育する親の法的責任」山根常男(監修)、本村汎・高橋重弘(編)『家族の福祉と未来』(全国社会福祉協議会、1987年)95-102頁、参照。
- 14) 児童福祉法規研究会(編)『最新・児童福祉法 母子及び寡婦福祉法 母子保健法の解説』(時事通信社、1999年)45-46頁。
- 15) 例えば、許斐有『子どもの権利と児童福祉法 社会的子育てシステムを考える』(信山社、1996年)80-106頁がある。
- 16) 施行後5年を目途に必要な見直しが行われる。「国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。」(附則第2条)
- 17) 子どもの権利条約が国連総会で採択されて30周年もこれといったイベントすら開催されなかったし、学生に子どもの権利を学ぶ機会があったかと問うても「ない」との回答が普通であった。最近も(2022年11月19日)「子どもに意見させるとワガママに育つて本当?『世界子どもの日』をきっかけに子どもの権利について考えよう」というネット記事(https://sdgs.yahoo.co.jp/originals/135.html?cpt_n=UHD&cpt_m=uhd&cpt_s=all)が掲載されていた。日本が子どもの権利条約を批准して後30周年が近くなった昨今、ようやく子どもの権利および子どもの権利条約を基軸にして総合的な児童福祉政策が展開されることになったのであろうか。こども家庭庁の設置とともに、子ども政策が大転換したのか、今後の動向を注視したい。
- 18) 「家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること」(第3条6号)がそれである。これは、基本理念であることに留意しなければならない。いかようにも解釈可能であり、子どもの権利を制限的に解釈するために機能するなど、子どもの権利にとって逆機能となりかねない基本理念であり、今後注視が必要である。